

海外経済要録

国際機関

◇ IMFの補完的信用供与制度発効

IMFは2月26日、同23日付をもって補完的信用供与制度(Supplementary Financing Facility. いわゆるウィッテヴェーン・ファシリティ)が正式に発効した旨明らかにした。本制度は通常のIMFクレジット・トランシュの利用だけでは賄い切れない大幅な国際収支不均衡に悩む加盟国に対し、IMFがOPEC諸国および国際収支ポジションが良好な一部諸国から借り入れた資金を以て追加的ファイナンスを供与することをねらいとして去る77年8月29日のIMF理事会において創設が決定されたもの(52年9月号「要録」参照)で、本年2月23日までにIMFが13か国との間で総額77.54億SDRに達する拠出取決めを正式に締結、この結果同制度の発効要件が充たされることとなった。各国別拠出額は次表のとおり。

国名	拠出額
サウジアラビア	1,934
米国	1,450
西ドイツ	1,050
日本	900
イスラエル	650
ベネズエラ	500
クウェート	400
ナイジェリア	220
カナダ	200
アラブ首長国連邦(アブダビ)	150
ベルギー	150
オランダ	100
オーストリア	50
合計	7,754

(注) 上記13か国外に、イラン(拠出予定額685百万SDR)、カタール(同100百万SDR)、ガテマラ(同30百万SDR)が拠出の意向を表明している。

米州諸国

◇ カーター大統領、緊急エネルギー節約計画を発表

カーター大統領は2月26日、75年12月成立の「エネルギー政策・節約法(注)」(51年1月号「要録」参照)に基

づき、先行き深刻な石油不足が発生した際大統領が緊急対策としてガソリン配給制あるいは冷暖房の温度制限等のエネルギー節約措置を強制的に実施できるようあらかじめその権限(stand-by authority)を大統領に付与するよう議会に要請する方針を明らかにした(3月1日、緊急エネルギー節約計画を添えて正式に議会に要請)。なお本計画に関し同大統領は翌27日の記者会見の席上「stand-by権限が認められても、経済が著しく打撃を受けるほど深刻な石油不足に陥らない限り、これを発動しない」旨表明している。

(注) 同法は、①大統領がエネルギー節約措置の実施に関する大統領のスタンバイ権限を議会に要請できるが、60日以内に上下両院の承認を得なければならないこと、②両院の承認を得た後でも、実際に大統領がガソリン配給制を実施する場合はその旨を議会に通告し、上下両院はその日からそれぞれ15日以内に拒否権を行使できること、③各種エネルギー節約計画の実施期間は9ヶ月以内とすることを規定している。

今次エネルギー節約計画の概要は次のとおり。

(1) ガソリン配給制(注)(gasoline rationing)

イ. 政府は、四半期ごとにガソリン配給券(ガロン表示)を登録済み自動車に配給、配給を受けたものはこれを金融機関等でクーポン券に交換、ガソリン・スタンドでそのクーポン券を提示してガソリンを購入する。

ロ. 配給量は、エネルギー省がトラック・バス、乗用車、オートバイの各クラス別の平均燃費を基準にそれぞれ決定する(従って個々の自動車の排気量の大小は関係なし)。ただし消防、警察等公共サービス部門には優先的に割当てる。また農家の場合は食料品等の生産に必要なトラクター用等に追加配給する。

ハ. 政府は、配給制実施に伴う費用を賄うため、同制度実施期間中手数料を徴求する。

ニ. クーポン券の売買は認め、政府はその価格決定に関与しない。

(注) 米国におけるガソリン配給制はかつて第2次世界大戦中の1942年から45年の終戦時まで実施されたことがあるだけ。73~74年の石油危機時にも配給制実施の準備が行われたことはあったが実際には未実動。

(2) エネルギー節約措置(energy conservation plan)(注)

① 週末のガソリン販売規制

イ. 実施時の状況に応じ、金曜日の正午から月曜日零時までの範囲内でエネルギー省が定める時間帯におけるガソリン・スタンドでのガソリンとディーゼルオイルの販売を禁止する。

ロ. 緊急車、公共交通機関(バス・タクシー)、航空機、連邦・地方政府公用車等は適用対象外とする。

② 冷暖房等の温度制限

イ. 学校、教会、工場、事務所、卸・小売店舗等非住居用建物の室温を冷房する場合は華氏80度(27°C)以上、暖房する場合は同65度(18°C)以下に制限する。また温水(hot water)の温度は同105度(41°C)以下とする。

ロ. アパート、ホテル等を含めた住居用建物および病院等業務上一定の室温を維持することが必要なものは規制対象外とする。

③ 広告用照明の禁止

広告やショーウィンドウのイルミネーションを禁止する。ただし、商業・サービス業者が営業時間中に場所、商品内容等を示すための照明は適用対象外とする。

(注) なおエネルギー省では、上記エネルギー節約措置による石油消費節約効果は1日当り約61万バレル(米国の現在の石油消費量<約19百万バレル/1日>の約3%)と推計している。

(3) 上記諸措置の実施に際しては、ガソリン配給制是最後の手段(a last resort)とする。

④ 罰則規定

違反者に対しては罰金あるいは懲役を課す。

△米国政府、第2回ドイツ・マルク建債務証書を発行

米国財務省は3月1日、西ドイツ市場において総額25億ドイツ・マルクのドイツ・マルク建債務証書を発行した。これは昨年12月15日(総額30.4億ドイツ・マルク<1月号「要録」参照>)に続く2回目の米国政府によるドイツ・マルク建債務証書発行であり、前回に比べ期間が短縮されている(前回3年~4年、今回2年半~3年半)ほか、応募単位が小口化(前回50万マルクまたはその整数倍、今回25万マルクまたはその整数倍)されていることを除けば、応募資格、申込方法、税法上の取扱い等の応募条件は前回と同様である。

同債務証書(第2回分)の発行額および発行条件は次のとおり。

期間	発行額	金利	発行価格
2年半もの (満期1981年) (9月1日)	1,259.5百万マルク	6.3%	par発行
3年半もの (満期1982年) (9月1日)	1,242.8百万マルク	6.7%	par発行

△カナダ、金貨発行を計画

カナダ政府は2月23日、国際金市場での売買を目的として本年6月から1トロイオンス金貨(gold bullion coin)を鋳造し、同9月から発行を開始するとの計画を

発表した(注)。なお本計画の発表に際し同政府は「発行量の10%はカナダ国内で、残りは主に米国と西ドイツでさばけよう」との見通しを明らかにしている。

同金貨発行計画の概要は以下のとおり。

金貨の名称……Gold Maple Leaf

金貨の種類……1トロイ・オンス金貨(額面金額は50カナダ・ドル)

金貨の模様……表面は英國女王の肖像、裏面には國木たる楓の葉(Maple Leaf)を圧印

卸売業者への発行価格……金の自由市場価格に製造・流通コストをカバーするために3%のプレミアムを加える。

発行量……1979年100万枚、80年、81年は各々200万枚発行(その後の発行については3年間の実績を勘案の上、決定する)。

(注) 現在1トロイ・オンス金貨を発行しているのは南アフリカ(ケルガーランド金貨)のみ。

歐 洲 諸 國

△E C委員会、1978年経済報告を発表

E C委員会は2月14日、1978年の経済報告を発表したが、これによると、1978年のE C域内の景気は、昨年9月に発表された改定見通し(53年11月号「要録」参照)に比べ、わずかながら好転がみられるとしている。

今次報告の要旨は次のとおり。

(1) E C加盟9か国の平均実質経済成長率(GDP、実績見込み)は+2.8%と、改定見通しの+2.6%をわずかながら上回った(77年は同+2.4%)。これは、輸出の伸びは前年比やや鈍化(+4.2%、77年+4.4%)したもの、内需が実質+3.2%(77年+1.7%)と堅調な伸びを示したことが寄与したものである。

(2) 産業部門別の生産の伸び(粗付加価値額上昇率)をみると、農業(+4.5%)、サービス業(+3.5%)等は堅調な伸びを示したものの、製造業はわずか+1.8%(建設を除く、建設を含めても+2.0%)にとどまっている。

(3) 失業率は、E C全体としてはほぼ横ばいながら、フランス、イタリア、デンマーク、ベルギーで悪化しており、前年比減少がみとめられたのは西ドイツとアイルランドのみとなっている。

(4) 消費者物価上昇率<年平均比較>は、前年比+7.5%とかなり改善(77年は同+10.5%)し、73年以来5年ぶりに一けた台を記録した。特に英國、イタリア、アイルランドにおける物価上昇率の低下が目立った。

また、賃金上昇率もかなり鈍化(加盟国の中では西

ドイツの+5.9%、最高はイタリアの+15.9%、77年は最低はオランダの+6.7%、最高は英国の+27.9%)している。

(5) 貿易収支(FOB-CIF)赤字額は77年比大幅に改善(なお対日貿易収支赤字額は、64億ドルと77年実績の53億ドルをかなり上回った<3月8日EC委員会発表>)。

EC域内経済パフォーマンス

	1978年		1977年
	実績見込み	改定見通し (78/9)	実績(注)
実質成長率	+ 2.8%	+ 2.6%	+ 2.4%
消費者物価上昇率 (年末月の前年同月比)	+ 7.5%	+ 6.9%	+ 9.1%
貿易収支じり (FOB-CIF)	[年平均でも + 7.5%]	[年平均では + 10.5%]	
経常収支じり	赤字11億UC	n.a.	赤字58億UC
失業率	黒字105億〃	黒字83億UC	黒字14億UC
	5.5%	5.7%	5.3%

(注) 1977年実績値についても一部見直しが行われた。

要因別成長率の推移

(実質ベース・%)

	1978年	1977年	1976年
個人消費	3.6	2.2	3.6
政府消費	2.9	1.9	2.7
粗固定資本形成	2.7	1.4	3.0
在庫投資 (対GDP比率)	0.9	1.0	1.2
(国内需要)	3.2	1.7	5.3
輸出	4.2	4.4	10.9
輸入	5.6	2.0	13.0
国内総生産	2.8	2.4	5.0

◇フランス政府、社会保障関係費支出削減措置を閣議決定

フランス政府は2月1日、社会保障会計の収支改善を図るため、医療関係支出削減をねらった以下のような措置を閣議決定した。今次決定は、昨年12月決定の老齢年金受益者負担率引上げ措置(1月号「要録」参照)等に次ぐ社会保障関係費見直しの第2弾であり、関連法案は今春の国会に上程される予定となっている。

(1) 病院関係支出見直し

イ. ベッド数の洗い直し……政府権限で各病院の必要

ベッド数を洗い直し、過剰ベッドの撤去を命ずることができるよう所要立法措置を講ずる。

ロ. 病院経理に総合予算制度を導入し、政府補助金等の支出も、従来の個別項目別(診察料、薬代、ベッド料、看護料等)支給ではなく、各病院につき年額一括決定方式とし、また医療費算定方式についても見直しを行う。

(2) 過剰投薬の規制

イ. 過剰投薬改善対策を検討し、政府に進言する特命官を設ける。

ロ. 健康保険金庫(Caisse Nationale d'Assurance-Maladie)、医師、労組代表で構成される投薬状況チェック機構を設ける。

(3) 特別監査委員会の設置

社会保障会計の収支状況を把握するとともに、適宜の改善措置を検討し国会に報告するため、厚生・家庭相が主宰し、国会、医師会、労組、有識者および社会保障会計の代表者からなる監査委員会を設ける。同委員会は年2回(春・秋)開催されるものとする。

◇フランス政府、石油価格の一部引上げを決定

1. フランス政府は2月9日、工業製品価格規制の対象となっている石油製品の一部の価格を下記のとおり値上げし、10日以降実施する旨発表した。今次値上げは、更年後の石油輸入価格の上昇をながめ、2月7日の閣議を経て9日の政府物価委員会(Comité de Prix)において決定されたものであるが、今回は物価等への配慮もあって、値上げは比較的影響度が軽微とみられる軽油、灯油等にとどめられ、ガソリン等の価格は据置きとされた。

値上げ幅は以下のとおり。

軽油(1リットル当り)……1.72→1.79 フラン(+4.1%)

灯油(〃)……0.91→0.982 フラン
(+7.9%)

2. 政府では、「今次値上げは、フラン相場の動向、備蓄コスト負担等をも勘案して決定したものである」と説明している。一方、直接負担増を強いられることになった陸運業界等では「政府は15百万人の自家用車保有者と我々3万人の陸運業従事者とを天秤にかけて今次措置を決定した」(全国陸上運送業者組合、Union Nationale des Organisations Syndicales de Transporteurs Routiers Automobiles)として政府を非難している。

◇フランス政府、政府金融機関の貸出金利を引下げ

1. フランス経済省は2月17日、経済社会開発基金(Fonds de Développement Economique et Social)の

通常貸付およびクレディ・ナショナル(Crédit National)、ホテル・商工業金庫(Crédit Hôtelier Commercial et Industriel)の長期貸出金利を、19日以降それぞれ0.75%ポイント引下げる旨発表した。今次政府系金融機関金利変更は、76年10月12日の0.5%ポイント引上げ以来2年4か月ぶりのことである。なお、エネルギー金庫(Caisse Nationale de l'Energie)等その他の政府系金融機関の長期貸出金利も同幅の引下げが実施された。

主要3機関の金利は次のとおり。

経済社会開発基金、通常貸付……… 9.5 → 8.75%

クレディ・ナショナル	長期貸付…11.0	→ 10.25%
ホテル・商工業金庫		

2. 今次利下げにつき政府では、「昨年来の長期資本市場における金利低下傾向をながめ、設備投資の振興をねらったものであり、こうした政府の措置を受け、企業投資が活発化し、雇用の創出と輸出競争力の強化がもたらされることを期待する」(モノリー経済相)旨コメントしている。

◇英国、金・外貨準備の評価替えを発表

英国政府は從来から同国保有金・外貨準備高を米ドル表示で公表してきたが、2月8日、金・外貨準備高の米ドル換算に適用する相場を毎年3月31日に実勢相場を基準として評価替えする旨発表した。評価替えの具体的な内容は次のとおり。

- (1) 金………毎年3月31日に至る3か月間のロンドン金市場での平均価格を0.75倍した値をもって評価する(從来は公定価格<1オンス当り42.2222ドル>によって評価)。
- (2) ドル以外の通貨・SDR………毎年3月31日に至る3か月間の平均相場により評価する(從来は取得原価方式)。

なお、本措置の結果評価益は、「約35億ドル」(フィナンシャル・タイムズ紙)に達するものとみられる(注)。

(注) 特に金の評価額は從来の公定価格と新評価方法による価格との間に約4.5倍の開きがあるため、評価替えにより金準備は約33億ドル増加することになるとみられる(フィナンシャル・タイムズ紙)。

◇英蘭銀行、最低貸出歩合を変更

1. 英蘭銀行は2月8日、最低貸出歩合(MLR)を1.5%引上げ、14.0%とする旨発表した。同行の最低貸出歩合引上げは昨年11月9日の2.5%引上げ(10.0→12.5%、53年12月号「要録」参照)以来の措置である(なお本措置の背景等については「国別動向」参照)。

本措置に関し、英蘭銀行は「市場金利の上昇に追随するとともに、これにより通貨に関する政府の抑制政策を

支援することをねらったもの」と説明している。

2. 英蘭銀行は3月1日、最低貸出歩合を1%引下げ、13%とする旨発表した。

本措置に関し、英蘭銀行は「2月8日にMLRを12.5%から14%に引上げたが、それ以来短期市場金利は約1%低下しており、今次措置はこうした状況を追認したものである。しかし、通貨面での抑制政策を安定的に続けていく方針には変りはない」と説明している。一方、シティ筋では、「前回引上げから1か月も経ていないうちに引下すことになったが、最近の短期金利の急落からみて早晚予想された措置であり、最近、英國短期金利の高水準が国際的に目立っているほか、イランの政情不安と絡んで北海油田を持つ英國の地位が見直されたこともある、非居住者の英國国債に対する投機的買いが目立っていただけに適切な措置」と受け止めている。

◇英國、ロンドン手形交換所加盟銀行、貸出基準金利等を変更

1. ロンドン手形交換所加盟大手4行(National Westminster, Barclays, Midland および Lloyds)は2月13日、貸出基準金利(base rate)を12.5%から13.5%へ、通知預金金利を10%から11%へそれぞれ1%引上げ、翌14日から実施する旨発表、その後3月5日、貸出基準金利を13.5%から13%へ、通知預金金利を11%から10.5%へ、それぞれ0.5%引下げ、翌6日から実施する旨発表した。

2. 今回の金利変更は短期市場金利の動向および英蘭銀行最低貸出歩合(MLR)の変更(2月8日12.5%→14.0%→3月1日13.0%)に対応したものであるが、2月8日のMLR引上げ以降金利天井感が台頭したこともある、2月13日発表の引上げ幅はMLRのそれを下回った。また、その点を考慮して引下げ時の幅も小幅にとどめられた。

◇英国政府および労働組合評議会、所得政策に関する共同声明を発表

1. 英国政府および労働組合評議会(TUC)は、所得政策第4段階(78年8月~79年7月、53年8月号および54年2月号「要録」参照)の行詰まりを開拓するため協議を続けていたが2月15日、共同声明(通称 Concordat)を発表した。声明の概要は次のとおり。

- (1) 今後3年間にインフレ率を5%以内に収めることを目標とするが、所得増加のガイドラインは示さない。
- (2) 労働争議の解決についてはあくまで当事者の調整(self-regulation)にゆだねることとし法的な規制は行わない。

- (3) 今後は毎年1回イースター前に賃金、成長を含めた英國経済全般に関する national assessment を政府・労使代表等によって行うほか、物価監視委員会の機能拡充等により価格引上げに対するチェックを行う。
2. 所得政策第4段階においては、1974年以来継続している政府の賃金抑制策に対し、うつ積していた労働組合側の不満が爆発、昨秋来高い賃上げを求めるストライキが続出していた。こうした情勢下、政府は1月に公共部門の賃金改訂交渉を前に所得政策を弾力化(2月号「要録」参照)することによって、労働組合側の協力を引き出し、事態の収拾を図ろうとしたが、結局、効果を挙げることが出来ず、公共部門でもストライキが続発した。今回の措置はこうした所得政策第4段階の行詰まりを開拓するために採られたものであるが、これにより、当初設定された賃金規制(第4段階の所得上昇率ガイドライン5%)は放棄されることとなった。同声明は、キャラハーン首相自身が「本声明は important beginning ではあるが、今後、その実現のためには多くの具体的詰めが必要である」としているように、具体策を欠くため、総選挙を控えて政治的配慮が前面に出た措置と批判する向きが多いが、「規範(norm)に代えて毎年討議の場を設けることは、控えめではあるが現実的」との評価(フィナンシャル・タイムズ紙)もみられている。

◇英蘭銀行、特別預金預入率の一時引下げを発表

1. 英蘭銀行は2月15日、全銀行(北アイルランド銀行を除く)および割賦販売金融会社の特別預金預入率を2月19日以降3月29日までの期間、以下のとおり一時的に引下げる旨発表した(本措置により金融機関に還付される資金量は約7億4千万ポンド)。

現 行	特別預金対象債務残高の	3 %
2月19日以降	〃	1 %
3月 9 日 〃	〃	2 %
3月30日 〃	〃	3 %

2. 本措置に関し、英蘭銀行は、「季節的な要因に加え、先週の最低貸出歩合(MLR)引上げ以降民間部門の国債購入が集中したことから、銀行部門の準備資産ポジションが著しく逼迫した。本措置は、増加率ベースの特別預金制度(corset)のもつ貸出増加抑制機能を阻害することなく、こうした逼迫感をやわらげるとともに、短期市場金利の不必要的変動を避けることを目的としている」と説明している。

3. なお英蘭銀行では予定どおり2月19日に預入率の引下げ(3→1%)を実施したが、その後も民間部門の国債購入が増加傾向にあり、3月9日に予定していた預入率

の引上げ(1→2%)を実施すれば、市場の引締まり感が一段と強まり、短期金利の上昇を招きかねないため、取りあえず預入率を3月9日以降も1%のまま据置くこととした(3月5日発表)。

◇デンマーク、非居住者の国債取得を禁止

1. デンマーク政府は2月6日以降、非居住者によるデンマーク国債取得を事実上全面的に禁止する措置を講じた。従来、期間1~2年の大蔵省証券については非居住者への売却が禁じられていたが、今回これに加えて1975年以降に発行された国債も非居住者による取得が禁止されたものである。
2. 本措置は、同国の金利(長期金利は15~16%)が他の国に比し高水準となっていることに伴い、更年後非居住者による同国国債購入が急増、最近ではやや投機的とみられる資金流入も目立っていたことに対処したものであり(注)、デンマーク中央銀行では本措置のねらいにつき、「財政の安定的なファイナンスや国内流動性の調節の観点から本来居住者向けに発行した国債を、非居住者が取得することにより、攪乱的色彩が濃くなりつつある状況に対処したもの」とコメントしている。

(注) デンマーク中央銀行の推計によれば、同国国債の発行残高約350億クローネ(時価)のうち約35~40億クローネ(同)が非居住者により保有されているものとみられる。

◇デンマーク、物価・企業収益凍結措置を延長

1. デンマーク政府は2月13日、現在実施中の物価・企業収益凍結措置(実施期間6ヶ月、2月26日期限切れ)を4月15日まで延長する方針を表明、これを受けて同国議会は16日、同措置の延長法案を可決した。
2. 当措置は78年8月、インフレ抑制政策の一環として付加価値税率の引上げ(18→20%)等と共に導入されたものであるが、春の労働協約改訂交渉(期間2年)に先立って現在行われている政・労・使の話し合いが、当措置の最終期限である2月26日までに決着をみる見通しが立たないところから、取りあえず物価凍結を継続することにしたるものである。

◇南アフリカ準備銀行、公定歩合を引下げ

1. 南アフリカ準備銀行は2月5日、公定歩合を0.5%引下げ8.0%とし、翌6日より実施する旨発表した。同行の公定歩合変更は78年8月の引下げ(9.0→8.5%、53年9月号「要録」参照)以来のものである。
2. 本措置に関し、南アフリカ準備銀行では、「最近の短期金利の動向に追随するとともに国内経済活動の振興

をねらったもの」と説明している。

◆南アフリカ、ランドの変動相場制移行を実施

1. 南アフリカ政府は2月26日、これまで1 rand = 1.15米ドルにリンクされてきたcommercial rand を翌27日より変動相場制に移行させることとし、これまで行ってきた南アフリカ準備銀行によるcommercial rand の対ドル建値公表を中止する旨発表した。
2. 本措置は1月に発表された新為替政策(2月号「要録」参照)に基づくものであり、今後、commercial rand は南アフリカ準備銀行の市場介入により変動幅を一定程度に抑える managed float のかたちをとる。Horwood蔵相は「本措置により、国内経済政策を独立して効果的に行う余地が拡大する」と説明している。

アジアおよび大洋州諸国

◆アジア開発銀行、貸出金利を引下げ

アジア開発銀行は2月9日、通常資本財源(応募済資本金、準備金、借入金)による貸出の金利を年7.7%から7.4%に引下げ、1月1日以降の融資承諾分から適用する旨発表した(なお、特別基金財源<拠出金等>による貸出については、従来どおり年1%の貸出手数料のみを徵求)。

本措置について同行では、最近の資金調達コストの低下を映じた世界銀行の貸出金利引下げ(本年1~3月の融資承諾分につき、年7.35%から同7%に引下げ)に追随したものと説明。

◆77か国グループ閣僚会議の開催

77か国グループ(注)は2月12~16日、タンザニアのアルーシャで第4回閣僚会議を開催した。

本会議は、5月にマニラ(フィリピン)で開かれる予定の第5回UNCTAD(国連貿易開発会議)総会に備えて、発展途上国側の意見の調整や要求の統一化を図ることを目的としたもので、最終日に合意内容を纏込んだ「集団的自立のための行動計画と諸交渉のためのわく組み」(Programme of Action for Collective Self-reliance and Framework for Negotiations)を採択して散会した。

合意内容の主要点は次のとおり。

- (1) 第5回UNCTAD総会において、一次産品総合プログラム(Integrated Programme for Commodities, IPC)を具体化させる。
- (2) IPCのうち、一次産品共通基金への出資額につい

ては各国最低1百万ドルとともに、ココア、砂糖、すず、コーヒーなどの個別商品協定からの資金預託率を30%とする。

- (3) 先進国における保護貿易主義に強く反対するとともに、東京ラウンド終了時にその結果を検討したうえで77か国グループとしての意見を提言する。
- (4) 国際通貨体制に影響を及ぼすような国際的レベルでの意思決定に、途上国が参加できるように要求する。
- (5) 発展途上国に対する援助について融資条件の大幅緩和のほか、最貧国(MSAC)救済のためMSACの累積債務棒引きを要求する。
- (6) UNCTADの各委員会における発展途上国と先進国との諸交渉の一部を重点的に検討する機構として、UNCTAD内部にハイレベルの政府専門家サブグループを設置する。

(注) 77か国グループの名称は、1964年の第1回UNCTAD総会で発展途上国77か国で共同宣言を行ったことに由来するもので、同グループは発展途上国間の意見を調整し、団結して先進国に経済的要求を行うことにより、発展途上国の経済発展を促進することを目的としている。現在の参加国は1967年10月発足当時の77か国とその後参加した40か国計117か国で、今回の閣僚会議には、このうち80か国が出席した。

◆韓国、1978年の国民総生産実績を発表

韓国銀行は1月、1978年のGNP暫定推計結果を発表した。これによれば、1978年の実質GNP成長率は12.5%と当初計画目標(10~11%)、前年実績(10.5%)をそれぞれ上回る高い伸びとなった。これは、農林水産業が米作および遠洋漁業の不振等からやや落込んだものの、製

韓国の国民総生産(実質ベース)

(前年比増減(△)率・%)

		1976年	1977年 (改定)	1978年 (暫定)
G	農林水産業	14.2	10.5	12.5
N	鉱工業	7.2	2.3	△2.3
N	うち製造業	21.5	14.3	19.1
P	社会間接資本	22.6	14.4	19.7
P	その他サービス	15.4	20.6	23.2
E	個人消費支出	12.7	8.8	11.0
G	政府の財貨・サービス経常購入	7.1	6.7	9.6
N	国内総固定資本形成	10.7	11.3	11.6
E	財貨・サービスの輸出 (控除)	14.7	26.6	40.5
E	財貨・サービスの輸入	43.2	27.4	20.0
E	財貨・サービスの輸入	29.7	24.7	29.1

(注) 1975年不变価格による。なお、名目GNPは22兆2,557億ウォン(約460億ドル相当、前年比+33.6%)、1人当たりGNPは601千ウォン(1,242ドル相当、前年944ドル)。

造業が、輸出好調や内需の拡大を主因に前年比2割近い伸びを示したほか、社会間接資本部門も公共投資を中心に大幅な伸びとなったことによるもの。

◇韓国、1979年の経済目標を発表

韓国政府は1月、79年の主要経済目標を発表した。これによれば、本年の経済政策目標を「成長と安定の調和」に置き、引き続き輸出拡大を通じ国民経済の発展を図る一方、通貨増発の抑制や生活物資の供給増により物価を抑制し、経済の安定基盤を固めることとしている。このような状況下、経済成長率(実質)目標は75年(8.3%)以来4年ぶりに10%を下回る9%においている。

主要経済目標は次のとおり。

韓国の国内経済目標

(単位・前年比増加率・%)

	1979年目標	1978年実績 (暫定)
G N P (実質)	9.0	12.5
うち農林水産業	4.0	-2.3
鉱工業	13.6	19.1
社会間接資本 およびその他サービス	7.8	14.6
卸売物価上昇率	10.0	12.3
消費者物価上昇率	12.0	16.4
マネーサプライ(総通貨)増加率	25.0	34.8
国内与信増加率	44.3	23.1
1人当たり国民所得(名目、ドル)	1,493	1,242

韓国の国際収支目標

(単位・百万ドル、カッコ内は前年比増加率・%)

	1979年計画	1978年実績 (暫定)
経常収支	△1,400	△1,011
貿易収支	△2,500	△1,884
輸出	15,500	12,722
	(21.8)	(26.6)
輸入	18,000	14,607
	(23.2)	(35.1)
貿易外収支	600	409
移転収支	500	464
長期資本収支	2,000	1,919
基礎的収支	600	908
短期資本収支	—	△1,340
総合収支	600	△391
外貨準備高(末残)	5,945	4,921

◇台湾、1978年経済実績および1979年経済目標を発表

台湾当局は1月、1978年の経済実績(暫定)および1979年の経済目標を発表した。

これによれば、78年の実質経済成長率は輸出急増やそれに伴う民間投資の活況等に支えられ大幅増加となったことから、12.8%(当初計画8.8%)と、史上最高の伸びを記録した。

一方、79年については、引き続き輸出に注力するほか民間設備投資や12項建設等公共投資の促進を通じ8.5%の実質経済成長を達成する一方、物価については輸入促進策の実施等により、5%程度の上昇に抑える方針となっている。

主要経済実績及び目標は次のとおり。

台湾の主要経済指標

(単位・前年比増減(+)率・%)

	78年実績 (暫定)	79年計画
G N P (農林水産業)	12.8	8.5
うち製造業	-1.5	1.9
鉱工業	25.4	11.3
建設業	27.8	11.6
電気・ガス・水道	13.7	10.2
サービス業	16.5	11.3
個人消費支出	n.a.	6.9
G 政府の財貨・サービス経常購入	6.8	7.9
N 国内総固定資本形成	9.8	7.6
E 財貨・サービスの輸出	5.8	n.a.
(控除) 財貨・サービスの輸入	22.9	15.0
物 C P I	20.2	27.7
価 W P I	5.7	5.0
1人当たり国民所得(名目、ドル)	3.3	5.0
通関輸出(名目、億ドル)	1,304	1,400
輸入(名目、億ドル)	127	158
△(35.7)	(24.4)	
貿易収支(名目、億ドル)	110	156
△(29.5)	(41.8)	
支(名目、億ドル)	17	2

(注) カッコ内は前年比増加率・%。

◇台湾、外為市場を創設、機動相場制を実施

台湾は、外国為替市場を創設するとともに、従来の対米ドル固定相場制を廃止し、新たに機動相場制を採用する旨決定、2月1日から実施した。

外為市場創設に伴う為替管理制度の主要改正点としては、①中央銀行への外貨集中制を廃止し、居住者の取得

外貨は為銀の外貨預金勘定へ預入することを義務づけたこと、②為銀が、今般設立されることとなった外為市場で外貨を売買することを認めたこと、③外貨の売買レートは、毎日定められた一定の範囲内で変動する(機動相場制)こととしたこと(注)、等があげられる。

今次措置は、すでに昨年7月台湾元の対米ドルレート切上げ時に構想が発表され実施が予定されていたもので、そのねらいは、貿易黒字拡大に伴い海外部門を通ずるマネーサプライが増すうしているほか、円高等により輸入物価が上昇するなど物価上昇圧力が高まっている状況下、①外貨の中央銀行集中を廃止することによりハイパワード・マニーの供給を抑える一方、居住者に対しても取得外貨の外貨預金勘定への預入を義務づけることによりマネーサプライの増加を抑制すること、②機動相場制の採用により当面は台湾元の切上げの方向に誘導し、輸入物価の上昇に対処すること、等をねらったものとみられている。

(注)「管理外為条例」の改正により実施されたものであるが、同条例によれば、中央銀行は外為市場の秩序維持に責任を負うものの為替相場は基本的には市場の需給関係により決定されることとなっており、本格的なフロート制の導入が懸念されている。しかし実際に現段階で自由なフロート制への移行は混乱を招く可能性が大との当局の判断から、各種行政命令の発動により、中央銀行による外為市場の秩序維持に重点をおいたいわば管理されたフロート制に近いものとなっている。

今次措置につき現状判断するところ次のとおり。

1. 外為市場の概要

(1) 市場の当事者、取引の種類

市場の当事者は、イ. 為銀(中央銀行が指定する銀行25行)、ロ. 為銀の顧客、ハ. 中央銀行、ニ. 外國為替ブローカー(中国國際商業銀行本店内に外為取引センターを設置)の4者。

取引の種類は、イ. 為銀対顧客取引、ロ. 銀行間取引、ハ. 中央銀行対為銀取引(中央銀行の市場介入)の3種類。

(2) 外貨預金勘定の設置

イ. 普通預金…付利せず、米ドル以外でも預入可。

ロ. 定期預金(注)(米ドルのみ)

1か月もの	金利	5.25%
3か月〃	〃	6.0%
6か月〃	〃	6.75%
9か月〃	〃	7.5%
1年〃	〃	9.5%

(注) 金利は台湾元建預金の場合と同水準。

2. 機動相場制の概要

為替相場(台湾元の対米ドル相場)の種類と決定方法は次のとおり。

(1) 直物相場の種類

イ. 中心相場、ロ. 対顧客相場、ハ. 対顧客上・下限相場(中心相場の上下1%以内)、ニ. 銀行間相場、ホ. 中央銀行の対為銀行介入相場。

(2) 直物相場の決定方法

イ. 每日午前8時に、中央銀行および主要為銀5行の代表者の協議により、当該日の中心相場、および中心相場の上下1%の範囲内で、対顧客上・下限相場を決定。中央銀行は独自に対為銀介入相場を決定。

ロ. 午前8時30分に、主要為銀5行の代表者が当該日の対顧客相場(正確には寄り付き値)を決定、指定為銀25行に通知する。

ハ. 銀行間相場は営業時間中(午前9時~午後3時30分)、中央銀行介入相場と対顧客相場の範囲内で隨時決定される。

(3) なお先物相場も中央銀行と主要為銀5行が協議決定のうえ毎日公表する。

◇香港、貸出プライム・レートを引上げ

香港の英系主力2行(香港上海、チャータード)は、貸出プライム・レートを1%引上げ10.5%(74年11月來の高水準)とする旨発表、2月19日から実施した。今回の貸出プライム・レート引上げは、本年に入ってから1月に続き2回目の措置。

今回の措置は、最近の不動産ブーム等にみられる景気の過熱およびそれによるインフレ高進を憂慮した政府の意向を受けて実施されたものといわれる。

なお、預金金利は据え置かれたが、これは今回の措置の直接的な目的が貸出の抑制(特に不動産、建設業向け)にあることや、預金金利変更に大きく影響する米国の金利が最近弱含みないし横ばい状態にあることを考慮したものとされている。

◇タイ、輸入禁止措置の一部を緩和

タイ政府は1月31日、昨年2月以降実施してきたぜいたく品輸入禁止措置(乗用車、モーターサイクル、磁器等18分類)のうち、8分類(注)の禁止解除を発表、2月1日から実施した。

(注) ①ぶどう(生鮮および乾燥)、②カバのひれ、③果汁、④旅行用具、⑤トイレット・ペーパー、ティッシュ・ペーパー、⑥絵はがき、⑦カレンダー、⑧衛生用備付品(浴槽のみ)

同国は依然大幅な赤字を記録しているにもかかわらず、一部品目の輸入禁止措置の解除に踏み切ったのは、同国が予定しているIMFからの借入(1億ドル相当のクレジット・トランшу)にあたり、IMF

が保護貿易主義的な同国の輸入政策の変更を要請しているのに対処してとられたためとみられている。

◇インド、一部輸出品に対する輸出税を撤廃

インド政府は紅茶および黒こしょうに対する輸出税(注)の撤廃を発表した(紅茶——2月14日、黒こしょう——同16日)。今回の措置は、最近の消費国における需要減退のほか、スリランカ(紅茶)、インドネシア(黒こしょう)等との競争激化などもあって同国の紅茶、黒こしょうの輸出量が急減(紅茶——53年4~12月前年同期比-36%、黒こしょう——53年11~12月同-62%)していることに対処してとられたものとみられている。

(注) 従来、紅茶はばら積み分を対象に1kg当たり2ルピー、黒こしょうは1t当たり1,250ルピー。

◇フィリピン中銀、250百万ドルのシンジケート・ローンを取り入れ

フィリピン中央銀行は1月31日、国際シンジケート団との間で総額250百万ドルにのぼるシンジケート・ローン借り入れ契約に調印した。借り入れ条件等は次のとおり。

金額 250百万ドル

償還期間 10年(うち据置期間3年)

金利 LIBOR+3/4%

借り先 Manufacturers Hanover Limited(主幹事)、

Bank of Montreal、等37行(うち邦銀は東銀、富士、住友、三井、東海等13行)

同国では昨年来、対外借入手続きの簡素化と借り入れ条件の改善を目的として、政府関係機関、企業の外貨借り入れを中央銀行が一括代行する方針を打出しているが、本借り入れもこれに沿ったもの。国際金融市場の緩和等を映じて同国での期間10年のシ・ローンとしては初めてプレミアムが1%を下回る好条件となっている。

◇パキスタン、新経済政策の骨子を発表

パキスタンのジアウル・ハク大統領は2月10日、無利息銀行制度の導入等を盛り込んだ新経済政策の骨子を発表した。これは、同国の政情不安に対処するイスラム化政策推進の一環であると同時にインフレ対策としての意味ももっているものとみられている。概要は次のとおり。

(1) 無利息銀行制度の導入

今後3年間の経過期間をおいたうえで、無利息銀行制度(注)を実施する。なお、このための第一歩として、7月1日以降 House Building Finance Corp., National Investment Trust および Investment Corp.

of Pakistan では従来の利息支払に代えて貸付先企業等の収益の分配という形で信託者へ利益還元を開始する予定。

(注) もともとイスラム教では金利の徴求を否定していることを背景としている。銀行が企業等に融資するにあたり、企業等から金利の徴求を行うことを廃止し、代って資金を借り入れた企業等の収益の一部を銀行と預金者とが分配するという制度。サウジアラビア等に同種の制度が存在する。

(2) ザカート・ウーシャ(宗教税)制度の導入

生活困窮者救済を目的とする社会福祉資金調達の一環として、7月1日以降イスラム教徒の銀行預金(当座預金を除く)に対し2.5%の税(ザカート)を賦課するほか、10月以降農地所有者から農業収入の5%の税(ウーシャ)を徴求する。

◇サウジアラビア、外資規則の一部を緩和

サウジアラビア政府は2月1日、外国からの民間投資を促進するため、国内産業奨励規則のうち外資に対する事項(対象企業はサウジアラビア側の出資比率が25%以上で政府の承認を受けているもの)等の一部を改正、2月25日から実施した。

主な改正点は次のとおり。

(1) 所得・法人税の免除期間を工業および農業プロジェクトについては生産開始後10年間に延長する(従来は5年間)。

(2) 従来禁止されていた非サウジアラビア人の不動産取得を許可する。

◇豪州、支払準備率を引き上げ

豪州準備銀行は2月21日、主要商業銀行に対する支払準備率を4.5%から5.5%に引き上げ、3月2日から実施する旨発表した。

今回の引き上げについて、同行では「インフレ抑制を目的とした現在の金融引締め政策を一段と押進める措置」(ナイト総裁)と説明しており、本年1月の引き上げ(3.5→4.5%)を補完するためのものとみられている。なお、本措置に伴う市中の流動性の減少額は200百万豪ドルと発表されている。

◇ニュージーランド、金融引締め措置を発表

ニュージーランドの政府および準備銀行は1月29日、商業銀行の準備預金積立控除額の削減等一連の金融引締め措置を発表した。

(1) 商業銀行の準備預金積立控除額の削減

100→50百万NZドル(3月1日実施)

(2) ファイナンス・カンパニーの政府証券最低保有率の

引上げ

総預金の15→20%（4月1日実施）

(3) 公定歩合(注)の引上げ

12→13%（1月29日実施）

(注) 商業銀行(trading banks)および公認短期資金貸付業者(official money market dealers)に対する準備銀行の貸付利子歩合。ただし、同貸出は通常は行われず、例外的に実施されるもので、罰則的高金利となっている。

今回の措置は、政府の大型赤字予算による景気刺激策が民間信用の膨張を招き、インフレ悪化懸念が強まつたことに対処してとられたものとみられている。

共産圏諸国

◇ソ連、コメコン域内向け原油価格引上げ

ソ連はこのほど79年のコメコン域内向け原油価格を平均17.6%引上げた。今次措置は、原油の域内取引価格を国際市場価格にさや寄せするため、過去5か年間の国際市場価格の平均を基礎として毎年改訂するとのコメコン執行会議(75年1月)の決議に基づき実施されたもの(昨年は21.3%引上げ)。新価格は国際市場価格と比較してなお1割程度割安ながら、74年価格比では3.7倍程度に上昇をみており、ソ連からの原油輸入依存度の高い東欧諸国(ルーマニアを除く)ではこれまで以上に石油節約等のエネルギー対策強化を余儀なくされるものとみられる。

◇チェコスロバキア、79年経済計画を発表

チェコスロバキアは、このほど79年経済計画を発表した。これによると、主要経済目標は総じて前年計画を下回る低めの設定となっているのが特徴。

- (1) 鉱工業生産は前年比+4.5%と前年計画(同+5.0%)を下回る伸びに設定。部門別では、機械(同+6.9%)、建設資材(同+5.6%)は比較的高い伸びが見込まれているものの、石炭(同+1.5%)、金属(同+1.9%)は低めに抑えられている。
- (2) 農業生産は前年比+3.8%と前年計画(同+3.4%)をやや上回る程度の目標を設定。
- (3) 生産国民所得は前年比+4.3%と前年計画(同+5.0%)を下回る伸びに設定。
- (4) 投資は前年比+2.4%と前年計画(同+6.6%)を大幅に下回る伸びを計画。燃料・エネルギーの自給率向上の観点から、石炭の採掘能力増強投資に重点をおく方針。
- (5) 国民生活面では、賃金の伸び(前年比+2.7%)を抑えているほか、一般消費財の供給力が充分ではないと

の判断から、小売売上高は前年比+2.8%と前年計画(同+3.9%)を下回る伸びを見込む。

(6) 貿易総額は前年比+6%、うち輸出は同+6.3%と輸入(同+5.7%)を上回る伸びを見込んでいるが、特に西側先進諸国向けの拡大を企図。

チェコスロバキアの主要経済指標

(単位・前年比増加率・%)

	1977年実績	1978年計画	1979年計画
生産国民所得	4.5	5.0	4.3
鉱工業総生産	5.7	5.0	4.5
農業総生産	7.9	3.4	3.8
投資	n.a.	6.6	2.4
工業労働生産性	4.7	4.7	3.8
平均賃金	3.5	3.6	2.7
小売売上高	3.8	3.9	2.8
貿易高	12	7.1	6

◇ブルガリア、78年経済実績と79~80年経済計画を発表

ブルガリア政府はこのほど78年経済実績と79~80年(現行5か年計画の最終年)の経済計画を発表した。これによれば、78年の経済成長率(生産国民所得)は目標未達に終ったが、79~80年計画では78年実績を上回る目標が設定されている。もっともこの両年の目標が達成されたとしても、現行5か年計画期間(76~80年)の年平均伸び率は+6.7%となり、当初目標(同+7.7~8.4%)を下回ることになる。

1. 78年経済実績

農業生産は前年不振のあとを受けて前年比+5%と計画を達成したものの、鉱工業生産は機械(同+14%)、石油精製・化学(同+10%)の好伸にもかかわらず、全体では前年比+7%と計画目標(同+7.7%)未達に終ったため、生産国民所得の伸びは同+6%と計画目標(同+6.8%)を下回った。

2. 79~80年経済計画

- (1) 農業生産は、農業機械、化学肥料の投入増により生産性の引上げを企図しており、79年には前年比+7%の大増産を見込む(80年同+4.8%)。
- (2) 鉱工業生産は、79年前年比+7.8%、80年同+8.6%と78年実績(同+7%)を上回る目標設定。部門別には引続き機械、化学等重化学工業部門を重視(重化学工業部門の鉱工業生産全体に占めるシェア78年49.9%→80年計画52.3%)。
- (3) この間、生産国民所得は79年前年比+7%、80年同+7.2%と78年実績(同+6%)を上回る目標設定。

- (4) 投資総額は、79年61億レフ(公定為替レート換算71億ドル)、80年64億レフ(同74億ドル)と78年実績(58億レフ<同67億ドル>)を上回る計画。投資効率を高めるため、特定のプロジェクトに投資を集中する方針。
- (5) 貿易は79年、80年とも前年比+9%の伸びを見込む。特に、重化学工業製品の輸出拡大を企図。

ブルガリアの主要経済指標

(単位・前年比増加率・%)

	1977年 実 績	1978年 実 績	同計画	1979年 計 画	1980年 計 画
生産国民所得	6.3	6	6.8	7	7.2
鉱工業総生産	6.8	7	7.7	7.8	8.6
農業総生産	n.a.	5	5.0	7	4.8
投資(億レフ)	57	58	59.5	61	64
工業労働生産性	6.5	n.a.	6.7	6.7	7.0
国民1人当たり 実質所得	n.a.	n.a.	3.6	3.2	3.6
小売売上高	3.2	n.a.	4.4	4.1	4.7
貿易	13.0	12.8	11.5	9	9

◆中国、農業部門の減税を実施

2月9日の新華社電によれば、中国財政部は人民公

社・生産大隊運営企業等を対象とする減税を本年から実施する旨発表した。これは、農村地区的税負担(農村地区的農工業生産総額に占める納税総額のウエイト<1977年>、3.35%)を一層軽減することにより、農業生産の発展を促し農民生活の改善を図るためにとられた措置で、これによる減税額は年間10億元と見込まれている。その概要は次のとおり。

- (1) 人民公社・生産大隊運営企業の課税最低基準を年間純利益3千元(従来は6百元)に引き上げる(税率は20%に据置き)。
- (2) 新設の人民公社・生産大隊運営企業のうち納税が困難な企業はたばこ、酒、綿糸等高税率製品を除き工商所得税等を2~3年(従来は1~2年)免除する。
- (3) 辺境の少数民族自治県の人民公社・生産大隊運営企業は工商所得税を5年間免除する。また旧革命根據地(陝西省北部等)のうち経済条件が極めて困難な状況にある地区的人民公社・生産大隊運営企業の工商所得税は免除する(ただし、國務院の承認を要する)。
- (4) 食糧生産を中心とする地域で、収穫不良のため食糧不足に見舞われている生産隊については、農業税を免除する。